

多久市公有施設ＬＥＤ照明賃貸借仕様書

1 事業概要

多久市公有施設の既存照明器具を利用して管球類（蛍光灯等）をＬＥＤ化し、消費電力量削減に伴う温室効果ガスの削減及び維持管理経費の削減を図る。更新するＬＥＤランプは、５年間の賃貸借とし、賃貸借期間中は、ＬＥＤランプの適正な維持管理を行う。

2 履行場所

別紙「ＬＥＤ照明賃貸借対象施設」のとおり

3 賃貸借物件

別紙「佐賀県多久市所有施設ＬＥＤ照明賃貸借一覧」に設置するＬＥＤ照明器具、その他設置に必要な資材等一式

4 設置期限

賃貸借物件の設置期限は、令和８年１月３１日とし、期限までに、設置、調整、機能確認等一式を済ませること。

5 賃貸借期間

全施設の物件の設置完了日の翌月１日から６０か月間（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約とする。）

6 期間満了時における賃貸借物件の取り扱い

賃貸借期間満了後は、賃貸借物件を現状のまま市に無償で譲渡するものとする。

7 ＬＥＤランプの仕様

(1) 数量

各施設等物件の数量は、別紙「佐賀県多久市所有施設ＬＥＤ照明賃貸借一覧」のとおりとする。変更の場合は事前に市と協議した上で設置すること。

(2) ＬＥＤランプ交換は既存照明器具を利用し必要な結線替えを行うこと。器具交換箇所は指定された器具への取替を行うこと。

(3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

(4) 光源（ＬＥＤ）寿命は、４０,０００時間以上の製品であること。

(5) 照明器具は、日本産業規格（ＪＩＳ）、日本照明工業会光源類規格（ＪＥＬ）、日本照明工業会ガイドに規定されている規格に適用していること。なお、一部の特殊タイプの照明（コンパクト蛍光灯等）を除きバイパス工事の必要なＬＥＤ照

明については、令和7年5月現在で一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーであり、国(公社・公団を含む。)又は地方自治体への導入実績があるメーカーの製品であること。

(6) 各LED照明の製品仕様は次に示す性能を満たす製品であること。

ア 電源内蔵直管蛍光灯型LED照明について

G13口金直管型LEDランプ(40型・20型)については、JLMA301「AC直結G13口金直管LED光源・安全規格」に適合した製品とすることとし、性能は以下を満たすものとする。

- (a) 口金 G13
- (b) 演色指数 Ra80 以上
- (c) 全光束 Hf32W 型：2,500 lm以上 40W 型：2,000 lm以上 20W 型：900 lm以上
15W 型：750 lm以上 10W 型：600 lm以上
- (d) 消費電力 Hf32W 型：16W 以下 40W 型：11W 以下 20W 型：8W 以下
15W 型：8W 以下 10W 型：5W 以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 120° 以上
- (g) 定格寿命(器具光束が初期の70%まで減衰する時間) 40,000 時間以上

イ FPL型蛍光灯型LED照明について

- (a) 口金 GY10Q
- (b) 演色指数 Ra80 以上
- (c) 全光束 FHP45W 型：2,100 lm以上 FHP32W 型：1,700 lm以上
FHP23W 型：1,000 lm以上 FPL18W 型：980 lm以上
- (d) 消費電力 FHP45W 型：16W 以下 FHP32W 型：14W 以下
FHP23W 型：8W 以下 FPL18W 型：7W 以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 120° 以上
- (g) 定格寿命(器具光束が初期の70%まで減衰する時間) 40,000 時間以上

ウ その他のLED照明について

- (a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
- (b) LEDチップメーカーの特許を侵害していないこと
- (c) 環境配慮商品であること
- (d) 既存器具の強度がLED照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

8 工事仕様

- (1) 施工管理役割を担う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、電気工事として建設業の許可を受けていること。
- (2) 施工管理役割を担う者は、建設業法の規定による電気工事にかかる主任技術者又は監理技術者を配置すること。

9 契約金額及び支払方法

- (1) 契約金額は、設置費用、動産保険費用等一式を含むものとし、支払方法は毎月後払いとする。(請求日から30日以内に支払うものとする。)
- (2) 前項の契約金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額は、契約締結時点での消費税率とする。

10 条件事項

- (1) LED照明器具の調達
照明器具及び光源(LED)は、新品であること。
- (2) 梱包材や既存照明器具等の撤去処分。
梱包材や既存照明器具等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守の上、賃貸人の負担で適正に処分すること。
なお、安定器にポリ塩化ビフェニル(PCB)が使用されていた場合、速やかに賃借人へ報告すること。
- (3) LED照明器具の保証期間。
保証期間は、賃貸借期間とする。

11 設置作業要件

- (1) 設置作業に使用する雑材等は全て新品とする。
- (2) 契約締結後、速やかに工程表について、賃借人の承諾を受けること。
- (3) 設置作業に伴う安全管理については、事前に施設管理者と打合せを行い、賃貸人の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、設置作業の範囲内として、賃貸人の負担において実施すること。
- (5) 既存の配線や吊材について劣化等が認められる場合には、施設管理者の指示に従い補修、交換を行うこと。軽微なものについては、本契約の範囲とする。
- (6) 停電等、管理運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理者と日程調整等を行い、事故、紛争等を滞りなく防止すること。万が一、事故があった場合には速やかに施設管理者に報告し、施設管理者の指示に従うこと。
- (7) 設置作業中は、粉塵等の飛散には十分な注意を払うこと。
- (8) 設置作業時間は、施設管理者の指示に従うこと。
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁不良等がないことを確認すること。
- (10) 大気汚染防止法に基づく石綿含有建材に関する調査及び佐賀県等への報告が必要な場合は、賃貸人の負担で適正に実施すること。石綿含有建材の除去が必要な場合は、賃借人の負担で実施する。
- (11) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事(改修工事)標準仕様書(電気設備工事編)最新版/国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完す

ること。

- (1 2) 対象物件施設での喫煙は厳禁とし、市が指定する場所以外には立ち入らないこと。
- (1 3) 作業員の検温等の健康管理、手洗いや消毒等の感染症対策を十分に行うこと。
- (1 4) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

1 2 LED照明器具の性能保証

- (1) 契約期間満了時まで性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に取り替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 賃貸人は、設置するLED照明器具一式に対し契約期間を保険期間とし、賃貸人を被保険者とする動産総合保険に加入すること。保険金額は賃貸人の負担とする。

1 3 その他

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行ったうえ作業を実施すること。また、仕様書等の相違を発見した場合は、速やかに賃借人へ報告し、協議すること。
- (2) 搬入・搬出経路については、施設の管理運営上の支障に留意し、施設管理者の承諾を得ること。
- (3) 設置作業を行う場合は、事前に作業届を施設管理者へ提出すること。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、賃貸人及び賃借人の協議のうえ決定すること。
- (5) 本仕様書の内容と現場の照明内容に相違があった際は、双方協議の上、現場の照明環境を損なわないよう善処すること。
- (6) 賃貸借期間の開始は全施設の物件の設置完了日の翌月1日からとするが、検収が認められたものから順次使用を認めるものとする。

1 4 問い合わせ

多久市 財政課 財産活用係 TEL: 0952-75-8020
Mail: kanzai@city.taku.lg.jp